

答 申 書

令和6年7月

別府市上下水道料金あり方検討委員会

別府市上下水道料金あり方検討委員会

はじめに

今後の水道事業及び公共下水道事業を取り巻く環境は、人口減少による有収水量の低下、それに伴う料金収入の減少が予測されます。一方で、原材料やエネルギー価格の上昇、物価の高騰などにより経常的な経費は増加し、収支状況はますます厳しいものとなることが予想されます。

このような状況下で、恒常的な経費の削減努力だけで建設改良費や企業債の償還など多額の財源を捻出するには限界があります。こうした状況を踏まえると、現状のままでは、水道事業における必要な施設の更新事業に要する財源の確保が将来的に大変厳しいものになること、また、公共下水道事業においては、収支状況の改善の取り組みが遅れると、今後の健全経営がさらに厳しくなると判断しました。

しかし、近年における物価の高騰や電気、ガス料金などの公共料金の値上げの状況から、上下水道料金等の改定に慎重な意見がある一方、水道事業及び公共下水道事業経営の厳しい状況を踏まえ、改定率については、できる限り低く抑え公平なものとなるように上下水道料金のあり方を検討しました。

その検討結果を以下のとおり答申します。

I. 水道料金のあり方について

1. 料金水準

上下水道局から、令和7年度から令和16年度までの収支シミュレーションをもとに経営状況を判断すると、15%程度の料金改定の必要性があることが示されましたが、市民生活、社会経済活動への影響を十分考慮し、適切な料金水準の改定を望みます。

2. 料金体系

現行の用途別料金体系を維持し、給水用途である普通給水については、現行料金体系の見直しが提案されましたが、料金が減額となるケースがあることから、本来の経営健全化の趣旨を踏まえて、適正な料金体系となるように検討することを望みます。

3. 新規加入金

新規加入金は、本市では昭和44年に創設されたもので、水道料金を補完する位置付けとして、収益的収入に計上されているものであるとの説明が、上下水道局からなされました。現行の新規加入金の額は、消費税の改定を除くと平成9年の料金改定のものであることから、今回の水道料金の改定に合わせて、財政基盤の強化を図るため新規加入金も改定することが適当だと判断されますが、改定にあたっては、県下の状況等も十分踏まえることを望みます。

4. 手数料

手数料は、地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとの説明が、上下水道局からなされました。現行の手数料の額は、県内の団体と比べて著しく低額であることから、水道料金の改定に合わせて、手数料も改定することが適当だと判断されます。ただし、改定にあたっては、県下の状況等を十分踏まえることを望みます。

5. 水道料金等の算定期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、算定期間が10年であることから、5年後を目途に検証することを望みます。

6. 料金改定の時期

令和7年4月から適用することは妥当といえます。

Ⅱ. 下水道使用料のあり方について

1. 料金水準

上下水道局から、令和7年度から令和16年度までの収支シミュレーションをもとに経営状況を判断すると、25%程度の料金改定の必要性があると示されましたが、市民生活、社会経済活動への影響を十分考慮し、適切な料金水準の改定を望みます。

2. 料金体系

現行の料金体系での種別を維持し、一般汚水については、現行料金体系の見直し提案されましたが、使用水量によっては、料金が減額となるケースがあることから、本来の経営健全化の趣旨を踏まえて、適正な料金体系となるように検討することを望みます。なお、算出した使用料に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てることについて、廃止することを認めます。

3. 下水道使用料の算定期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とします。ただし、算定期間が10年であることから、5年後を目途に検証することを望みます。

4. 使用料改定の時期

令和7年4月から適用することは妥当といえます。

Ⅲ. 付帯意見

1. 世代間の不公平感が出ないような料金設定

水道事業及び公共下水道事業の適正な料金水準の検討に当たっては、算定期間を令和7年度から令和16年度までの10年間としましたが、経済情勢の変化に伴い、水道事業及び公共下水道事業、共に、収支状況が計画と大きく乖離することが考えられます。そのような状況下でも施設の更新計画を先送りすることなく実施し、後世に負担がかかることがないように、適切な時期に水道料金及び下水道使用料の検証を行う必要があります。また、公共下水道事業においては、公営企業会計移行後、赤字決算が続いており、累積欠損金の解消が急務となっていることから、その解消に向けた取り組みを行うよう望みます。

2. 市民の生命を守る視点からの対策(インフラ)

水道事業及び公共下水道事業では、「安全で安心できる水道水の安定供給」及び「適正な汚水処理による公共用水域の水質の保全」を実現するため、老朽化した施設の更新に加え、近年、頻発している大規模災害にも備える必要があります。健全なライフラインを維持するため計画的な施設の更新及び耐震化を図るには多額の財源が必要となりますが、後世への負担の先送りとならないよう借入の多額化は慎重に行い、安心できる施設の構築を望みます。

3. 市民の生命を守る視点からの対策(人材)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震での上下水道の復旧は、他のライフラインに比べ、より長い時間を要することが判明しました。本市で想定される南海トラフ巨大地震や中央構造線断層帯による地震など、震災時での迅速な対応を踏まえると、上下水道事業における技術の継承は、災害時における即時対応力にも繋がるため、専門的な知識を有した人材確保並びにその技術の継承に努めることを望みます。

4. 経営努力によるコスト削減と自治体支援の拡充の必要性

昨今のエネルギー価格の高騰など物価が上昇する中で、水道料金及び下水道使用料を同時改定することとなるので、市民や企業の負担軽減を図るために、更なるコスト削減に努め、自治体支援などの検討も行い、料金の段階的な引上げの検討を望みます。

5. 市民への十分な説明について

水道料金は、消費税の改定を除くと前回の料金改定から27年以上経過していることもあり、料金改定を市民に周知するにあたっては、様々な媒体を活用し、その内容については、経営状況や今後の事業の必要性などを公表し、広く市民の理解が得られるものとなるよう適切な対応を望みます。